

空き家等の適正な管理の推進に関する協定書

豊後大野市（以下「甲」という。）と公益社団法人豊肥地域シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空き家等が管理不全な状態になることの防止及び管理不全な状態を改善するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家等が管理不全となることを未然に防止するとともに管理不全となった空き家等の状態を改善することにより良好な居住環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 市内に所在する建築物又はこれに付随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいう。
- （2）管理不全な状態 著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態をいう。
- （3）所有者等 空き家等を所有し又は正当な権限に基づき管理する者をいう。

（甲が行う業務）

第3条 甲は、次の業務を行う。

- （1）空き家等の所有者等から管理業務の相談を受けた場合は、乙の業務を紹介するものとする。
- （2）広報、市のホームページその他の方法により、乙が行う空き家管理業務を紹介するものとする。

（乙が行う業務）

第4条 乙は空き家等の所有者等と契約し、次の業務を行う。

- （1）見回り（目視点検）
- （2）敷地内の草刈り、除草及び清掃
- （3）植木の伐採、剪定
- （4）その他、所有者等の要望による一般管理

(秘密の保持)

第5条 乙及び乙の会員は、第4条に規定する業務を通じて知り得た個人の秘密を他に漏らしてはならない。

(損害の賠償)

第6条 乙と空き家所有者等との契約事項及びこれに関して生じた損害等について、甲は一切の責任を負わないものとする。

(有効期間)

第7条 本協定書の有効期間は、協定の締結の日から一年間とする。ただし、期間満了の一ヶ月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から一年間継続することとし、以後も同様とする。

2 期間途中で協定を解除する場合は、解除の一ヶ月前までに申し出を行うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名・押印の上、各一通を保有する。

平成29年4月3日

甲 豊後大野市三重町市場1200番地
豊後大野市長 橋本 祐輔

乙 豊後大野市三重町市場870番地2
公益社団法人 豊肥地域シルバー人材センター
理事長 関谷 明運